



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

労務アシスト通信 α

12
2022

〒252-0206 相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F

電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861

メール：main@roumu-assist.com HP：https://roumu-assist.com/

重要施策

新たな総合経済対策を決定 物価高騰・賃上げへの取組などが柱

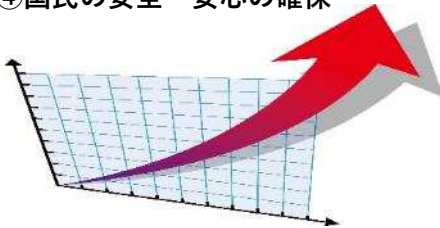
政府は、令和 4 年 10 月下旬の臨時閣議で、新たな総合経済対策（物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策）を決定しました。財政支出が約 39 兆円、事業規模が約 72 兆円の大型の総合経済対策で、今後、その裏付けとなる令和 4 年度第 2 次補正予算が編成されることになります。そのポイントをチェックおきましょう。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」のポイント

<全体像>

今回の経済対策は、世界経済の減速リスクを十分視野に入れながら、足下の物価高騰など経済情勢の変化に切れ目なく対応し、新しい資本主義の加速により日本経済を再生することを目的とした、次の 4 つを柱とする総合的な経済対策です。

- ①物価高騰・賃上げへの取組
- ②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化
- ③「新しい資本主義」の加速
- ④国民の安全・安心の確保



<特に企業実務との関連が深そうな対策／

③の「新しい資本主義」の加速について>

新しい資本主義の「加速」

労働市場改革

「年功給→日本に合った職務給中心のシステム」への見直しなど

人への投資

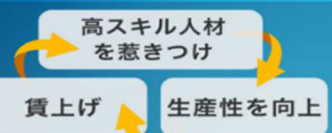
人への投資支援パッケージを 5 年間で 1 兆円に拡充

賃上げ

労働移動の円滑化

人への投資

3つの課題の
一体的改革を進め、
構造的な賃上げを実現



資産所得倍増プラン

個人金融資産の現預金が投資にも向かい、
持続的な企業価値向上の恩恵が
家計に及ぶ好循環を形成する

成長分野に大胆な投資

- 科学技術・イノベーション
- スタートアップの起業加速
- GX (グリーン・トランスフォーメーション)
- DX (デジタル・トランスフォーメーション)

★上記の図の内容について、岸田総理が次のように説明しています。

- ▶（構造的な賃上げについて）賃上げ、労働移動、人への投資の一体改革を進めていく。このため、新しい資本主義の第 1 の柱である人への投資を抜本強化し、5 年間で 1 兆円の大型のパッケージにより、正規化、転職、リスクリング、すなわち成長分野に移動するための学び直しを支援する。
- ▶（資産所得倍増プランについて）同時に、NISA（少額投資非課税制度）、iDeCo（個人型確定拠出年金）を拡充し、資産運用収入の倍増を目指す。

★これらの対策がどのように具体化されるのか？ 動向に注目です。

要確認

政府が新型コロナと季節性インフルの同時流行への備えを呼びかけ

政府は、今夏にオーストラリアで新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が発生したことから、わが国でも同時流行についての備えを呼びかけています。

企業・団体に対しては、「同時流行対策リーフレットの周知」及び「医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮」について、協力依頼も行われています。

ここでは、「証明書等の取得に対する配慮」の内容を確認しておきましょう。

次ページへ続く

.....政府からの協力依頼「医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮」.....

同時流行の状況によっては、多くの発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来のひっ迫等を回避するため、医療機関・保健所からの証明書等の取得について、以下のとおり配慮をお願いしたい。

(1) 新型コロナウイルスについて

- ① 従業員等が感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等で確認いただきたい。
- ② 従業員等が感染し、療養期間が経過した後に改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場等に復帰する場合、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。
- ③ ④ 略

(2) 季節性インフルエンザについて

- ① 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。
- ② 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

★企業・団体に対し政府から協力依頼があった内容について、詳しく知りたいときは、お声掛けください。

税制改正

令和5年1月から国外居住親族に係る扶養控除の要件を改正・確認書類が増えることも

源泉所得税関係の改正により、令和5年1月から、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者に限られることとされます。

- (1) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の者
- (2) 年齢 70 歳以上の者
- (3) 年齢 30 歳以上 70 歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
 - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ② 障害者
 - ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

この改正に伴い、社員が国外居住親族に係る扶養控除の適用を受けようとするときに、会社が確認しなければならない書類（確認書類）も増えることがあります。

.....扶養控除に係る確認書類（給与等の受給者について）.....

国外居住親族について扶養控除の適用を受けようとする居住者〔社員〕は、次表のとおり、その国外居住親族の年齢等の区分に応じて、該当する全ての確認書類を給与等の支払者〔会社〕に提出又は提示する必要があります。

		扶養控除等申告書等* の提出時に必要な確認書類	年末調整時に必要な 確認書類
16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30 歳 以上 70 歳 未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38 万円送金書類」
	(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)	

* 扶養控除等申告書等とは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」をいいます。

★なお、この改正に伴い、令和5年分以降の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載欄の変更なども行われています。詳しい内容については、気軽にお尋ねください。

お仕事
カレンダー
12 月

12/12

● 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2023/1/4

● 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 10 月決算法人の確定申告と納税・2023 年 4 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
● 1 月・4 月・7 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

